

東白川

発行所
岐阜県加茂郡
東白川村公民館
印刷所
今井印刷所

跡の台風

被害総額一億円を超える

全、半壊家屋一〇九戸

九月二十六日夜半、中部地方をおそつた十五号台風は、愛知、三重、岐阜をはじめ各地に甚大な被害をあたえ、連日その復旧作業がつけづられていたが、本村でもその余波をうけ、同夜九時半頃から、しゅん間風速四〇米という暴風雨にさらされ、家屋の倒れ、道路の欠け、田畑の冠水、山林の倒木等々、相ついで被害が発生した。



(風倒木に遮断された白川街道)



(障害物除去に活動する消防団員)

災害地の友に — 暖い救いの手 —

大切な家財をこぼされ、肉親を失い、泥と水につかり乍ら、飢えに苦しむ気の毒な人たちが多くあり、これらの悲惨な模様を聞くにつけ、見るにつけ、全く胸に刺さるものがあります。本村は、有史以来の台風被害とは云え、これら災害の惨状にくらべれば、全くものゝ数ではなく、このめぐまれた地形の郷土に対して感謝すると共に、すべてを失つた地方の人たちが一日も早く立ち直ることのできるよう、心から祈るものであります。

この災害による気の毒な人々を救おうと、いま全

救援活動続く

美わしい

立木損傷災害見積額

九、〇〇〇万円
(四万五千石)

罹災者に 救援物資

災害救助法で

本村の調査の結果では、幸い人畜の被害は無かつたものゝ、全かい、半かい家屋一〇九戸をはじめ、納屋便所などをこわされたもの、屋根壁などの破損したもの等、いづれも全戸にわたつて多少の被害があり、稲の倒伏による減収見込や農作物の被害は一千万円、山林立木の被害九千万円等々、総額一億円を超える被害をうけた。

その被害状況はつぎの通り。

- 全かい家屋 一三戸
- 半かい家屋 九六戸
- 被害をうけた家屋 六五二戸

道路の欠かい 四カ所

橋の流失及び破損 一一ヶ所

農作物被害見積額

一、三三五万円

国内救援運動が展開され各地からも、続々救いの手がさしのべられております。私たちが、このぐらゐの災害にへこたれずがんばつて、もつとくみじめな人々を救うため、たとえ、一円のお金でも、一枚の衣服でも、一握りのお米でも暖いまごころこめた救いの手をさしのべましょう。

害をうけた者の保護援助と社会秩序の保全をはかるためにとられた措置であり、本村もこの法律にもとづく罹災者への救援物資としてこのほど、県の災害対策本部を通じ、毛布、衣類、日用品などたくさんのお救援品がとどけられた。

村では、早速村内の罹災家庭一〇九世帯五五七名の人たちへ、それへ配布した。現在(六日)までにとどけられた救援物資はつぎの通り。

- △毛布一六六 △外衣二五
- △肌着三五 △手拭二〇
- △地下足袋一〇三 △
- △なべ一一 △やかん一三
- △バケツ一三 △マツチ二
- △茶碗七一八 △皿二〇九
- △石けん一三九 △ちり紙

この村でも、災害救助法の指定区域として、全国から集められたり、全国の救援物資が、県を通じて村内の罹災者におくられて来ているが、一方、この村内からも、もつとひとかたつた地方の気の毒な人々を救おうとの動きも活潑で、青年団の義金募集も行われ、また他の団体個人の方から援助物資が、役場や新聞社等を通じて各方面へおくられるなど、奇とくな方が増えており、係員を感激させている。

税の手びき

(災) (害) と (税) (金)

減免の手續は早目に

□災害は忘れたころにやってくるといえます。最近□
 □は毎年のようにどこかにやってきました。とりわけ□
 □こんどの台風十五号は、わたくし達にぬぐうこと□
 □のできないツメ跡を残して去りました。事業や資□
 □産や農作物に与えた損害はばく大なものです。こ□
 □んなときに被害者の方々は「税金どころではない□
 □」とお思いになることもありましようが、国も県も□
 □村も、被災者の方々のためにいろいろ「救済方法を□
 □かんがえています。□
 □この項は、被害を受けた方々の税の手びきになる□
 □ようにつくりました。こゝに掲げたことは、この□
 □村に該当があると思われるおおよそのことだけで□
 □すが、これ以外のくわしいことについては、それ□
 □ぞれ税務署や県税事務所、役場などに尋ね下さ□
 □い。

所得税

所得税については被害の大きさと所得の多い少ないによつてそれ／＼救済の方を定めています。

申告所得の人の場合

1 自己の所有する住宅又は家財の損害金額が、その住宅又は家財の時価の半分以上であつて

いづれか一方を選択して救済の適用が受けられます。次の(イ)による所得税額の軽減免除は本年一年限りしか認められませんが、(ロ)による雑損失の控除は、本年の所得から引き切れない場合は翌年以降三年間の繰越控除が認められます。したがつて、どちらの救済方法の適用を受けた方が有利であるかを考えて、いづれか一方を選択して下さい。

(イ) 所得税額の軽減免除
 昭和三十四年分の所得税額につき、次の区分に従つて軽減免除が受けられます。

合計所得金額が五十万円以下の者
 税額の全部を免除
 合計所得金額が八十万円以下の者
 税額の半分を免除
 合計所得金額が八十万円をこえる者
 税額の四分の一を免除

(ロ) 雑損失の控除
 商品等のたな卸資産以外の資産について損害を受けた場合に、その損害額が所得金額の一割をこえる部分の金額を雑損失として所得金額から控除することができます。

見積合計所得金額が五十万円以下の者。
 税額の全部を免除
 見積合計所得金額が八十万円以下の者。

2 自己の所有する住宅又は家財の損害金額が、その住宅又は家財の時価の半分に達しない人と、その損害金額が半分以上であつても本年の所得金額が百二十万円をこえる人の場合

1 徴収の猶予
 災害のやんだ日から二箇月以内に徴収猶予の申請書を提出すると、被害のあつた日以後一年以内において納付すべき所得税は、被害の程度に應じ、各納期限から一年以内徴収の猶予が受けられます。なお、死亡、負傷、または家財以外の動産、田畑宅地等に被害のあつた場合にも、被害の程度に應じて徴収の猶予が受けられます。

21 月更正の請求
 予定納税額のある人は、本年十一月一日から、十五日までに所得金額の見積額、雑損失の控除、医療費の控除、予定納税額の減額更正の請求ができます。

3 確定申告における雑損失の控除
 雑損失の控除については「自己の所有する住宅又は家財の損害金額が、その住宅又は家財の時価の半分以上であつて」

1 自己の所有する住宅又は家財の損害金額が、その住宅又は家財の時価の半分以上であつて

法人税

法人についての租税上の救済は、

① 申告、申請及び請求の提出期限の延期
 ② 徴収猶予
 等がありますが、詳細は省略します。

なお、法人税法により申告書の提出期限が延期された場合は利子税は徴収されませんが、別個に災害による旨の徴収猶予の申請をすれば、利子税は免除されますから特にご留意下さい。

減免法により申告申請期限が延期された場合、その間の利子税は徴収されません。

相続税(贈与税)

一、相続税(贈与税)申告書提出期限後災害によつて甚大な被害を受けた人の場合

被害のあつた日以後において納付しなければならぬ相続税又は贈与税のうち、被書を受けた部分に対する税額については次によつて免除を受けることができます。

① 免除を受けられるのは、災害により被害を受けた

② 免除を受けようとするには、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載した申請書を災害のやんだ日から二箇月以内に提出しなければなりません。

③ 災害のあつた日以後一年以内に納付しなければならぬ相続税又は贈与税については、災害のやんだ日から二箇月以内にその旨を申請すれば、その税額の一部又は全部について納期限から一年以内の徴収を猶予されます。

二、相続税(贈与税)申告書提出期限前災害によつて甚大な被害を受けた人の場合

相続税(贈与税)申告書提出期限前に甚大な被害を受けた人については、被害のあつた日以後一箇月以内に申告しなければならぬ申請は、災害のやんだ二箇月以内に行うことができ、また、税務署長の許可を受けて申告期限を延長することもできるほか、次の方法によつて被害を受けた部分の価額を控除して相続税又は贈与税の課税価額を計算します。

① この控除を受けられるのは、前に説明した申告書

を受けた部分の価額を記載しなければなりません。災害日以後一年以内に納付しなければならぬ相続税又は贈与税については、災害のやんだ日から二箇月以内の旨を申請すれば、被害の程度に應じて、その税額の一部又は全部について納期限から一年以内の徴収を猶予されます。

納税人の資産について直接災害を受けたのではなく、納税人の債務者が災害を受けたためにその債務の履行ができないことが原因で税金の納付が困難な場合は、国税徴収法の規定によつて一年以内の限り適正と認められる期間徴収の猶予を受けることができます。

この場合、申請の期限について別段規定がないのでその税金の納期限前においても又は納期限後においてもいつでも納税人の希望する時に徴収の猶予を申請することができます。なおこの場合、どの程度徴収を猶予するかは、その債務者が災害を受けた時の売掛金等のうち支払が遅延し又は支払が出来なくなったものは

その他

その他

国民年金の

しおり (2)

福祉年金は、老人の人への老令福祉年金、身体障害の人への障害福祉年金、母子世帯の人への母子福祉年金の三種類がある。どんな人がどのような仕組みでこれらの年金が支給されるかはこまかく定められているが、大体のところを福祉年金ごとに分けてみると次のとおりである。

老令福祉年金の支給を受けることができる人は、七〇才以上の老令者であつて七〇才になつた時期によつて次の二つの場合に分けられ、(一)にあつては今年の十一月一日に、(二)にあつては今年の一月初一日に、(三)にあつては七〇才になつた日においてそれぞれ、日本国民であること(戸籍にのつてゐること)と国内に住所があること(住民登録がされてゐること)が必要である。それ、例えば、七二才の老人で、例え、七二才の老人が十一月二日に外国から日本に帰つてきても、老令福祉年金は支給されない。

(一) 今年の十一月一日において既に七〇才以上になつてゐる人。

(二) 今年の十一月二日以後

において七〇才になる人は、七〇才になつたときから支給される。ただ、昭和三十六年四月一日において五〇才をこえる人に限られる。というのはこれよりも若い年令の人は、すべて拠出制年金の被保険者となるからである。なお、(一)に該当する人が今年の十一月一日において身体障害又は母子状態であると老令福祉年金又は高額な障害福祉年金又は母子福祉年金の支給を受けることができ

る。年金額は月額千円となつており、受給権者が死んだら、外国に帰化したなどにより日本国民でなくなつたり、又は外国に移住したりして国内に住所を有しなくなるなど、その後は全くこの年金は支給されなくなる。障害福祉年金を受けることができる人は、重度の身体障害者で、例えば、眼が全く見えないとか、両手の全部の指とか両足の足首以上がない人のように、誰かの世話にならなければ、一

人で日常生活の用を足すことができない程度の障害があつて、しかもその症状がこつたままつて廃疾状態になつてしまひ、もうその上医師の治療を受けても、これ以上なおる見込がたない人である。けれども、結核とか精神障害とかのよう

な内科的な病気に基づいてこのような状態になつてゐる人は除かれる。この年金は、廃疾状態になつた時期によつて次の四つの場合に分けられるが、老令福祉年金の場合と同様に、(一)にあつては今年の十一月一日において、(二)にあつては七〇才になつた日において、(三)と(四)にあつては症状が固定して廃疾となつた日において、それぞれ日本国民であることと国内に住所があることが必要である。

(一) 今年の十一月一日において、そのような障害の状態にある二〇才以上の人に支給される。

(二) この場合においては、怪我や病氣をした日又はその症状が固定して廃疾状態となつた日かいつであるかというようなことは一切無関係である。

(三) 今年の十一月一日において二〇才未満の人で、既にそのような廃疾の状

態にある者が、同日以後に二〇才となつたときに支給される。

(四) 身体障害の原因となつた怪我や病氣などについて

は、今年十一月一日以前であつてその日以後にその症状が固定して廃疾状態になつてしまつた人と初診日が今年の十一月一日以後昭和三十六年四月一日以前であつて、同様の状況になつた人とに支給される。たゞ、廃疾状態になつた日において七〇才以上である人は、除かれ、老令福祉年金の方が支給されることとなつてゐる。

(一) 昭和三十六年四月一日において五十才以上になる人が、その初診日が昭和三十六年四月一日以後であつて、その症状が固定して廃疾状態になつてしまつたときに、支給される。この場合においては、廃疾状態になつた日に七十才以上である人には、老令福祉年金が支給され、障害福祉年金は支給されない。

なお、初診日において厚生年金保険や恩給又は各種共済組合などの被保険

者や組合員であつたり、又はこれらの受給権者である場合は厚生年金保険などの方から年金を受けることができるので、右の(一)から(四)までに該当しても、障害福祉年金は支給されないこととなつてゐる。

年金額は月額千五百円となつており、老令福祉年金と同様受給権者が死んだり又は国内に住所がなくなつた場合のほか、廃疾状態がなおつたならば、その後は全くこの年金が支給されなくなるが、非常に重い程度のものである。非常な重さというようなことはまずあるまいと考へられる。

母子福祉年金は、夫と死別して、中学校卒業前の状況にある子供を養育してゐる妻に支給するものである。こゝでの「妻」には、死亡した夫との婚姻届をきちんと届け出ていなくても、事実上の夫婦関係、いわゆる内縁関係にあつた妻を含んでゐる。この内縁関係というものは婚姻届さえすればすぐ戸籍に「妻」として記載することができるということであつて、本妻のある男にかこわれて生活してゐる男が日本国民であることが必要

なくとも民法で禁止されてゐる伯父とメイとの近親婚のように婚姻届を出して市町村役場で受け付けてくれないような関係にあるものには内縁関係では認められない。また、夫と死別したとき妻がみごもつていたようなときも、その胎児が生れれば「子」と同様に取扱われる。なお、「子」は、妻が自分のおなかをいためた子のみに限らず、きちんと養子縁組をしてゐる子を含むのは当然であるがさらには、死亡した夫の先妻の子(いわゆるまま子)であつても、また、死亡した夫の子供でない先夫の子(いわゆる連子)でもさしかええない。ただ、母と子供とがともに夫の生前中に夫の収入によつて生活が営まれていたものでなければならず、また、夫と離婚したというよう生き別れの場でも充分に収入をあげるこ

とができるという状態におかれてゐる母子世帯の実際に目をそそいでゐるものだからである。

(一) 今年の十一月一日以前に夫と死別した二〇才以上の妻が、その収入によつて今年の十一月一日において中学校卒業前の状況にある子供を養育して

ゐる。けれども、死亡した夫が死亡日において、国民でなくとも、国内に住所がなくとも、さしつかえない、子供が夫の死亡日において、国内に住所がなくとも、例え、日本人である妻が日本人でない夫と結婚して日本人でない子供を生んで、戦時中満州で夫と死別して、その後引揚げてきて今年の十一月一日においてその子供を養育してゐる妻は、この年金の受給権者である。このように、先妻の子供でもよく、夫や子供が日本国民でなくとも、日本国内に住所がなくともよいというのは一見とてもルーズのようであるが、この年金は手数のかかる子供のめんどうをみなければならぬため働いても充分に収入をあげるこ

(裏面へつづく)

(前頁のつぎ)
るときに支給される。
たゞ、次のいずれかに該当しているとき、妻が自分の収入によつて子供を養育しているとは考えられないのが普通であるから除かれる。

(イ)妻が先夫と死別した後で既に再婚しているとき。
(ロ)夫と死別した後、妻が夫の父母や祖父母などのいわゆる直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき。

(ハ)夫と死別した後に、妻が養育する子供の全部が結婚してしまつてゐるとき、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき。

(ニ)今年の十一月一日以後昭和三十六年四月一日前に夫と死別した二〇才以上六〇才未満の妻が、夫との死別当時、中学校卒業前の状況にある子供と一諸に暮しているときに支給される。

(三)昭和三十六年四月一日において五〇才以上になるつが昭和三十六年四月一日以後に夫と死別したとき、中学校卒業前の状況にある子供と一諸に暮しているときに支給される。

年金額は月額千円であるが、これは母親と子供一人のときで、子供が二人以上あれば、二人目の子供から一人につき月額二百円が加算される。そのうち、子供が成長して中学校を卒業すると減額されることとなる。失権のことは、老令、障害と同様の外、子供の全部が中学校を卒業するとその後年金の支給がされなくなる。

(税の手びき) 続き

村税

個人の村民税

災害を受けた個人が納めなければならない本年度分の村民税のうち昭和三十四年十月以後に納期くる税額については、それぞれ次のように減免されます。

- ① 災害のため死亡した場合又は災害のため生活保護法による生活扶助を受けることとなつた場合は税額の全部が免除されます。
- ② 災害のため不具者となつた場合は税額の九割が軽減されます。
- ③ 災害により自己の所有する財産について受けた損害金額(保険金、損害賠償金等)によつて補てんされる金額を除きます。

固定資産税

災害により被害を受けた土地、家屋、又は償却資産に対する昭和三十四年度分の固定資産税のうち、昭和三十四年十月以後に納期くる税額については、それぞれ次のように減免されます。

- ① 土地に対しては被害のあつた土地について(別表1)のとおり減免されます。
- ② 家屋に対する固定資産税は、被害のあつた家屋についてそれぞれ次のとおり減免されます。
- ③ 全壊等により家屋の原型をとどめないものは、税額の全部を免除されます。
- ④ 下壁、畳等に損傷を受け、その家屋の価額の二割以上四割未満の二割以上四割未満の程度減免される。

別表1

財産に係る被税率	七割以上	七割未満
三十三年度 中総所得金額	七割以上	七割未満
二十五万円以下	五割	五割
五十万円以下	二、五割	二、五割
八十万円以下	一、二五割	二、五割

別表2

被害の程度	減免される率
被害面積が当該土地の八割以上	十割
六割以上八割未満	八割
四割以上六割未満	六割
二割以上四割未満	三割

「青色申告」がで十年

「青色の歌」もできる

青色申告の歌

作詞 高野吉司
作曲 しあわせは

青色申告制度ができてからもう十一年、ことしは各地で記念行事がおこなわれます。「澄みきつた青空のように一点の曇りもない明らかな申告」を旗じるしに青色申告は着々と発展してきました。この村では、昭和二十九年、有志者の発起で、加茂

郡のトップをきつて青色申告会が結成されました。当時十五、六名の会員であつたのが、今では、申告所得者ほとんど全部が加つて総員二十二名になつています。東白川村青色申告会は本村商工業の中心的組織として、今後ますます発展することでありましょう。

主要構造部分が著しく損傷し大修理を要する場合で、その家屋の価額の六割以上損傷したときは、税額の八割を軽減されます。

内壁、外壁、建具等に損傷を受け、その家屋の四割以上六割未満の価値を減じたときは、税額の六割を軽減されます。

下壁、畳等に損傷を受け、その家屋の価額の二割以上四割未満の程度減免される。

減免の申請
今まで述べた村税の減免を受けようとする人は、次の様式による村税減免申請書

災害に困る村税減免申請書

① 納税義務者住所氏名(名称)
② 被害の状況(全体に対する割合、見積額等詳細に記入のこと)

上記のとおりでありますから、災害に困る被害者に対する村税の減免に、関係の適用を受けたく申請します。

昭和 年 月 日 申請者 (氏名) 〇
東白川村長 (氏名) 殿

は被災の程度に応じ各給
 限から一年以内徴収の猶予
 亡、負傷、または家財以外
 の動産、田畑宅地等に被害
 のあつたときにも被害の程
 度に応じて徴収の猶予が受
 けられます。この手続は、
 災害のやんだ日から二箇月
 以内で徴収猶予の申請書を
 税務署長に提出します。
 2 減税法による更正請求の
 特例及び還付

2月16日から三月十五日
 までに提出します。
 (注) 商品等のたな卸資
 産についての損害額は
 所得を計算する收支計
 算の段階で必要経費と
 して控除されるので、
 この雑損失には算入さ
 れませんが、この被災
 たな卸資産の損害によ
 る純損失の控除は翌年
 から三年間の繰越控除
 が認められます。

③ 被災によるたな卸資産被
 害状況調査書
 ④ 減税法による更正の請求
 書又は十一月更正の請求
 書
 これらの提出期限は前に説
 明しましたが、整理の都合
 上なるべく早く出して下さ
 い。

給与、所得の人の場合

給与所得者が災害によつ
 て「住宅又は家財に損害を
 受け、その損害金額が住宅
 給与所得者が災害によつ
 て「住宅又は家財に損害を
 受け、その損害金額が住宅
 給与所得者が災害によつ
 て「住宅又は家財に損害を
 受け、その損害金額が住宅
 給与所得者が災害によつ
 て「住宅又は家財に損害を
 受け、その損害金額が住宅

合計所得金額の見積額

五十万円以下の者
 五十万円をこえ八
 十万円以下の者
 十万円以下の者

徴収猶予を受けることができる税額

災害のあつた日以後支払を受けるその年中の
 給与所得に対する源泉徴収税額

一 災害のあつた時の区分により次の税額を
 猶予又は還付する
 1 六月三十日以前に災害を受けたときは
 災害のあつた日から六箇月以内の支払を
 受ける給与所得に対する源泉徴収税額
 2 七月一日以後に災害を受けたときは、
 災害のあつた日以後に支払を受けるその
 年中の給与所得に対する源泉徴収税額
 二 申請者が次による猶予又は還付を受ける
 旨の申請をしたときは、一によらず次によ
 ります

災害のあつた日以後支払を受けるその年中の
 給与所得に対する源泉徴収税額の半額

八十万円をこえ百
 二十万円以下の者

その年中の給与所得に対する源泉徴収税額

還付を受けることができる税額

本年一月一日から災害のあつた
 日までについて源泉徴収された税
 額

1 六月三十日以前に災害を受け
 けたときは還付されません
 2 七月一日以後に災害を受け
 たときは、七月一日以後災害
 をうけた日までの間に支払
 を受けた給与所得について源泉
 徴収された税額

本年一月一日から災害のあつた
 日までの間に支払を受けた給与
 所得について源泉徴収された税
 額の半額

還付されません

還付されません

県

個人の縣民税

個人の県民税については
 地方税法の規定により、市
 町村民税が減免されると
 同じ割合によつて減免され
 ることになっておりますので
 詳しくは村民税の項をご覧
 下さい。

個人の事業税

個人の事業税については
 課税所得額、被害の程度等
 に応じてそれぞれ別表のよ
 うに減免又は徴収猶予をう
 けられます。

不動産取得税

不動産を失つた人につい
 ては、その税額の全部を免
 除、取得した不動産を災害
 により損壊したものは、そ
 の部分の割合だけ税額を軽
 減されます。

自動車税

災害により、自己の所有
 する自動車、その他家屋、
 構築物、機械器具、商品、
 原材料等について損害をう
 けた人に対する自動車税は
 次のとおり減額又は徴収猶
 予されます。

ある場合に限り、ま
 す。

税

遊興飲食税

① 失くしたり使用不能と
 なつた自動車については
 全額免除されます。
 ② 総資産の八〇パーセン
 ト以上の損害をうけたも
 のは全額免除されます。
 ③ 総資産額の五〇パーセ
 ント以上の
 損害をうけ
 たものは、
 税額の半分
 を免除され
 ます。
 ④ 資産総額
 の五〇パー
 セント以下
 の損害をう
 けたものは
 徴収猶予を
 されます。

徴収した遊興飲食税を害
 災により失つた特別徴収義
 務者については、その失つ
 た税額の金額が免除されま
 す。(村税関係は四頁に掲載)

その他

その他の税
 目については
 納税者個々の
 実情に応じて
 それぞれ減免
 徴収猶予され
 ます。

減免対象者	個人の事業税		免		額	
	減	免	免	免	免	免
今水害に 次有己の り有自の 所家屋他 の機構物 材等及び 損につ うけた者	個人の事業 税の課税所 得区分	資産総額の 80%以上を 被たもの	資産総額の 50%以上を 被たもの	資産総額の 30%以上を 被たもの	資産総額の 30%以上を 被たもの	資産総額の 30%未満を 被たもの
	30万円以下	全額免除	全額免除	税額の75%	税額の内50%	税額の内50%
	30万円を超え 50万円以下	全額免除	税額の75%	税額の内50%	税額の内25%	税額の内25%
50万円を超え えるもの	全額免除	税額の50%	税額の25%	徴収猶予		

東白川村誌の編纂

に着手

本村が明治二十二年町村年に一度発行されているが、制が施行され、従来の神土の貴重な資料も、いままでも越原、五加の三カ村が合併はわずから旧家の一部にて、東白川村として発足し、残っているだけで、一般にてより、こととして満七十年その内容もわからず、郷土を迎えたわけであるが、村の歴史が、村民に広く知らず、この機会に、郷土の歩んでいない現状であつて、み來つた幾多の歴史を回顧、新しい村誌をつくることとし、これを後世に伝え、将数年前から話題とされ、各來の発展に資するよう「東方面から要望されていたも白川村誌」をつくることとなつた。

充実ははかり、現在までの郷土の史実の数々を集録しようとするもので、このほどその編纂委員として、つぎの方々を委嘱し、新らしい村誌の編纂に着手した。なお、この編纂にあつて、今次大戦などいぢるしい社会変動により、数多くの資料が失われており、その収集調査には相当困難が予想され、これらの遺物、文献等の資料や、往時の状況などを提供してもらおう、広く村民の協力をのぞんでいる。

この「東白川村誌」はいととしては、おおむね前の村まから四十数年前の大正二誌をうけつぎ、更に内容の

本村が、明治二十二年め全力を尽して参りました。七月町村制の施行に伴い、緑したる山々の姿にも、満七十年、その長い歳月に、従來の越原、神土、五加、飛まつ岩にだけける白川のおける先人のご苦労に、この三カ村が合併し、東白、清流にも、黄金の稔りの田え、数多くの偉業をたゞえ、資料も殆んど散逸し、一川村として発足してより、細にも、遠い祖先の汗と血と共、その史実を後世に忘れられつゝあること、満七十年の歳月が流れまの尊い歴史が綴られているに、残し、今後の本村発展に

本村が発足してより、茲に発行されたのであります。七月町村制の施行に伴い、緑したる山々の姿にも、満七十年、その長い歳月に、従來の越原、神土、五加、飛まつ岩にだけける白川のおける先人のご苦労に、この三カ村が合併し、東白、清流にも、黄金の稔りの田え、数多くの偉業をたゞえ、資料も殆んど散逸し、一川村として発足してより、細にも、遠い祖先の汗と血と共、その史実を後世に忘れられつゝあること、満七十年の歳月が流れまの尊い歴史が綴られているに、残し、今後の本村発展に

村誌編纂のねらい

明治、大正、昭和の三代にわたる村人の生活はその間の政治の変転、教育文化の進展、産業の復興等々めまぐるしい日本私たちは、幾多の辛苦を重村議会は、はじめ各方面のご賛同を得て、「東白川村誌」の編纂を企図いたしました。きこまれ、或はその渦中へ先人の方々に対し、深き感謝の念をいだくもので、先ず各位のご努力により、他

- | | |
|---------|-------|
| 専一 神戸正樹 | 安江公 |
| 平 伊藤稔 | 村雲盛一 |
| 安江幹夫 | 松岡安数 |
| 口良三 | 越原公明 |
| 【同編集委員】 | |
| 安江正文 | 小池正二 |
| 田口純市 | 桂川政一 |
| 安江正男 | 伊藤佐次郎 |
| 榎間一吉 | 執筆担当 |

専一 神戸正樹 安江公
平 伊藤稔 村雲盛一
安江幹夫 松岡安数 田
口良三 越原公明
【同編集委員】
安江正文 小池正二 田
口純市 桂川政一 安江
正男 伊藤佐次郎 榎間
一吉(執筆担当)

教育の進め方を研究

神土小で「懇談会」開く

本村の当面している教育余名があつたり、教育懇談上の諸問題を研究し、こんごの基本方針をたてて、おす意味あから、去る九月三日神土小学校に、関係者六〇名があつたり、教育懇談

本村の当面している教育余名があつたり、教育懇談上の諸問題を研究し、こんごの基本方針をたてて、おす意味あから、去る九月三日神土小学校に、関係者六〇名があつたり、教育懇談

士小学校が、ことしも県一位として四度目の表彰をうけることに決つたが、更にことしも全国の優良校候補に選ばれ、このほど第一次の書類審査では、見事通過し、第二次の実地審査をうけることとなり、去る九月二十五日、中央から東京大

よい子たちの秋の運動会 中学は十一月に

学細谷教授ら審査員一行を迎え、各部門にわたる厳密な審査をうけた。なお、この結果は十一月初旬にはわかるはずであるが、学校側でも、校下でも、ことごとそ全国一だとはりきつており、大きく期待している。

なほ、中学校では、十一月日行はずであつたが、こんごの台風の影響で、稲をはじめ農作物のとり入れが急がれている関係上、この予定を変更し農繁休暇もくり上げており、運動会は十一月三日に行う予定。

赤い羽根…募金を乞う



孤獨な貧しい人々を助けるため、毎年この十月を「国民たすけあい運動」の月間として、全国的に赤い羽根による共同募金が行われているが、ことしも目下この運動を展開中で、村でも多くのぞんでおられる。今回目標額六五、八〇〇円、前年度実績六〇、一八〇円